

20監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成20年2月19日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成20年4月24日

福岡市監査委員	妹尾俊見
同	市木 潔
同	竹本忠弘
同	福田 健

1 監査結果と措置の件数

19監査公表第16号（平成19年9月6日付 福岡市公報第5482号 公表）分
・・・・・・・・・26件

2 講じた措置の内容 以下のとおり

19 監査公表第 16 号 (平成 19 年 9 月 6 日付 福岡市公報第 5482 号 公表) 分
(事務監査)

1 土木局

監査の結果	措置の状況
<p>(F) 指定管理者に対し基本協定書等の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者制度による公の施設の管理を行う場合、指定管理者は従来の委託よりも広範な権限と責任を持つことから、その権限と責任について基本協定書等で明確に定め、履行状況を適宜把握しておく必要がある。しかしながら、土木局が所管する駐車場及びバス乗継ターミナルに係る管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>基本協定書等で定めた管理運営業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な指導を行うよう注意されたい。</p> <p>a 市営築港駐車場及び市営大橋駐車場の管理運営業務に係る基本協定書では、施設の管理運営業務に係る経理を他の業務と区別して明確にし、また常に経理状況を明らかにしておくよう規定しているにもかかわらず、当該施設の指定管理者においてまったく区分整理されていなかった。</p>	<p>市営築港駐車場及び市営大橋駐車場の管理運営業務に係る、経理の状況の明確化については、駐車場毎の経理簿を作成させ、常に明らかにできるように是正した。</p>
<p>b 駐車場及びバス乗継ターミナルの管理運営業務に係る基本協定書では、管理運営業務の再委託を原則禁止しており、市の事前承認を受けた場合にのみ、当該業務の一部について第三者に再委託することが認められているにもかかわらず</p>	<p>市営駐車場の管理運営業務に係る再委託については、各駐車場指定管理者より再委託の承認願を受理し、合理的理由があると認められる事項について承認を行った。バス乗継ターミナルについても、指定管理者から再委託の承認願を受</p>

<p>ず、市の事前承認を得ることなく、管理運営業務の一部が第三者に再委託されていた。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>理し、承認を行った。また今後、再委託にあたっては事前に市の承認を受けるように指導した。</p>
<p>(イ) 基本協定書等の整備について注意を求めもの</p> <p>指定管理者制度による公の施設の管理を行う場合、市と当該施設指定管理者との間で協定書を取り交わし、その業務範囲や履行状況の確認方法等、必要事項を明確に定めておく必要がある。しかしながら、土木局が所管する駐車場の管理運営業務において、基本協定書に報告義務又は履行状況の確認方法が明記されていないものがあり、また履行状況を確認できる文書が指定管理者において保存されていないものがあった。</p> <p>業務履行状況の文書による記録保存の規定等、履行状況の確認が確実にできるよう、必要な事項を基本協定書等で明確に定めておくよう注意されたい。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>駐車場の管理運営業務に係る履行状況の確認方法については、業務内容の詳細について、月例の報告を求め履行状況の確認を行っている。平成20年度当初から履行状況の確認について、実施協定書へ明記等することとした。</p>
<p>(ウ) 補助金の交付手続きについて適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>市は、補助金の交付決定に当たっては、申請書類の審査等により、申請内容が補助事業の内容に適合するかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査しなければならない。また、補助金の額の確定に当たっては、完了報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合するものであるかどうかを調査確認しなければならない。しかしな</p>	<p>補助金の交付決定については、「福岡市私道整備助成要綱」の改正を行い、補助申請額の記載や収支計画書の添付を求めることとした。</p>

<p>がら、平成 18 年度「私道整備助成金」交付事務において、申請者から提出された書類に「福岡市補助金交付規則」に定める必要事項の記載等がないまま、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を行っており、不適切なものとなっていた。</p> <p>補助金の交付決定及び補助金の額の確定に当たっては、福岡市補助金交付規則の趣旨を踏まえ、適正な事務処理をされたい。</p> <p>a 申請書に補助申請額の記載や収支計画書の添付を求めないまま、本市の積算額で補助金の交付決定を行っていた。</p>	
<p>b 補助金の額の確定において、事業終了後、実績報告書(完了届)に事業費の支出額の記載やそれを確認できる書類の添付もないまま、施工業者から申請者への請求金額で確定していた。</p> <p>補助金の交付を前金払や概算払によらない本件事業における補助金の額の確定に当たっては、申請者の支出額を確認すべきである。</p> <p>(道路維持課)</p>	<p>補助金の交付を前金払や概算払によらない補助金の額の確定については、「福岡市私道整備助成要綱」の改正を行い、申請者の支出額を確認することとした。</p>

2 建築局

監査の結果	措置の状況
<p>賃貸借料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>契約に基づき履行の確認を完了した後は、契約の相手方からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、契約の相手方から請求が行われない場合は、速やかに請求を行うよう催促する必</p>	<p>賃貸借料の支払いについては、契約の相手方からの請求が行われない場合、文書等により催促を行うこととし、所属職員に対し、迅速な事務処理を行うよう、口頭により周知徹底を図った。</p>

<p>要がある。しかしながら、平成 18 年度「パーソナルコンピュータ賃貸借契約」外 3 件において、契約書では四半期ごとに賃貸借料を支払うこととしているにもかかわらず、1 年間分の賃貸借料を一括して支払っており、その中には、機器等の使用確認完了後、支払いまでに長期日数を要しているものがあった。</p> <p>賃貸借料の支払いに当たっては、相手方の負担を考慮のうえ、迅速な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>	
---	--

（工事監査）

1 財政局

監査の結果	措置の状況
<p>設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 18 年度「本庁舎アスベスト改修工事」</p> <p style="text-align: center;">（契約金額 2 億 3,540 万 7,900 円）</p> <p>本工事は、本庁舎エレベーターシャフト内等に吹き付けられているアスベストの封じ込め改修工事である。その施工に際して使用した養生シート及び保護衣等は特別管理産業廃棄物として処分しなければならず、その確実な処分を確保するために運搬・処分量は契約図書である図面に表示すると定められている。しかし、発注時の契約図書である図面には運搬・処分量の表示がされていなかった。</p> <p>また、当初の仮設計画よりさらに細かな仮設間仕切りを行うこととしたため、それらの養生等が増加することとなり、廃棄物の運搬・処分量の設計変更が行わ</p>	<p>発注図書への運搬・処分量表示の遺漏については、建築局で定めた「吹付けアスベスト除去工事の設計に関する取り扱い」に基づき明示するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>れており、契約変更の契約図書には発注時未記入であった当初数量及び増加した数量が表示されていた。</p> <p>産業廃棄物の当初数量を含めその他工事数量等については、入札に臨む指名業者に積算のために積算内訳書(参考資料)として配布しているが、契約図書の一部としては綴られていない。この積算内訳書の数量等を根拠として入札を行い、また設計変更し契約するのであれば、その積算内訳書については契約事項の一部として取り扱っているのであり、契約者相互の責任の明確化及び確実な工事施工、適正な検査のために、契約の一部として契約図書に綴り込むべきである。</p> <p>今後は、適正な設計積算及び契約事務に努められたい。</p> <p>(財産管理課 建築局施設建設課関連)</p>	
--	--

2 環境局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>a 平成 17 年度「環境局施設再整備(圧送管布設)工事 [2 工区]」</p> <p>(契約金額 3,557 万 9,250 円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員</p>	<p>交通誘導員の明示については、土木工事施工条件明示の通知に基づき、特記仕様書等に明示を行うよう所属職員に対し課内会議を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>等が明示されていなかった。</p> <p>また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したこと等により交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">（管理課 施設課関連）</p>	
<p>b 平成 18 年度「東部(伏谷)埋立場広場整備外工事」</p> <p style="text-align: center;">（契約金額 7,423 万 5,000 円）</p> <p>本工事の区画埋立整備で布設するU型側溝の設計積算において、長さが 0.6 m のコンクリート二次製品を使用することで設計積算されていたが、同側溝を布設する区間は直線区間であるため長さが 2.0m の製品の使用が可能であり、より経済的な 2.0m の製品を使用すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">（施設課）</p>	<p>設計積算については、施工条件及び経済性の比較検討を行い、精査を徹底するよう所属職員に対し課内会議を行い周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 17 年度「西部資源化センター南、東面外壁塗装修理」</p> <p style="text-align: center;">（契約金額 2,257 万 9,200 円）</p> <p>本工事の一部である建具面塗り替え、柱・梁塗り替え等の工事は、契約図書に施工箇所及び工事数量等が明</p>	<p>数量等の明示については、所属職員に対し課内会議を行い、周知徹底を図った。契約事務については、設計図書作成時の精査を徹底することとした。</p>

<p>示されていなかった。</p> <p>また、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、南面改修工事のうち建具面塗り替えについては、契約図書に増工の施工箇所及び工事数量等の明示がなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化のため、契約図書には工事内容である施工箇所及び工事数量等を明示するのは当然である。</p> <p>工事数量等については、入札に臨む指名業者に積算のために積算内訳書（参考資料）として配布しているが契約書の一部としては綴られていない。この積算内訳書の数量等を根拠として入札を行い、また、設計変更し契約するのであれば、その積算内訳書については契約事項の一部として取り扱っているものであり、契約者相互の責任の明確化及び確実な工事施工、適正な検査のために契約の一部として契約図書に綴り込むべきである。</p> <p>今後は、適正な設計積算及び契約事務に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（施設課）</p>	
--	--

3 土木局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>a 平成 18 年度「JR 吉塚駅西口駐輪場ゲート設置工事」 （契約金額 2,331 万円）</p> <p>本工事の設計積算を行うにあたってゲート式駐輪システムの見積りを製造</p>	<p>ゲート式の駐輪場の建設については、本市で初めて採用したものであるため、見積徴集の方法など検討を行いながら設計積算を行った。</p> <p>今後、鋼製品等の特殊な単価採用については、見積徴集時の直接費や機器費、経費など、詳細な項目について統一した条件での提出を求める事で指摘事項の改</p>

<p>メーカー3社より徴集しており、その見積りは、本工事費の全てである機器費、設置工事費、試験調整費、諸経費で構成されていた（その見積り内容も各社不統一であった）が、その合計金額のみを比較検討し設計積算していた。</p> <p>しかし、工事の指名競争入札業者は製造メーカーではなく工事請負業者から選定されていることから、上記見積りにある設置工事費、諸経費については製造メーカーの見積りを使用して設計積算すべきでなかった。また、機器費の設計積算では機器費のみの見積りを徴集、比較検討し、機器費を決定すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>（道路建設課（東区・博多区担当））</p>	<p>善を行っていく。</p> <p>なお、ゲート式駐輪システムの建築付帯設備の設計積算については、建築局と協議し、今後は建築局において適正な設計・積算を行うこととした。</p>
<p>b 平成17年度「市道千代今宿線(中1幹)道路災害復旧工事」</p> <p>（契約金額2億4,148万50円）</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び</p>	<p>設計積算業務については、正確を期すよう、従前の係員が行っていた設計・積算用チェックリストに加えて、新たに作成した係長用チェックリストに基づき担当係長が照査を行うよう精査体制の強化を行った。</p> <p>上記に基づき、適正な設計積算を行うよう所属職員に対し文書で周知徹底を図った。</p> <p>またこの改善策は、平成19年10月発注の設計書より実施しており、今後、指摘事項の改善はもとより、起工時の適正な設計・積算を行うこととした。</p>

<p>工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(道路建設課(中央区・南区担当))</p>	
<p>また、下記4件の工事においても同様な事例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度「市道南庄小田部線(小田部2)自転車歩行者道路設置工事(その2)」 <p>(契約金額6,838万9,650円)</p> <p>(道路建設課(城南区・早良区・西区担当))</p>	<p>(ア) - b 同様の措置を行った。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度「都市計画道路梅林通線外1線道路舗装工事」 <p>(契約金額5,738万6,700円)</p> <p>(道路建設課(城南区・早良区・西区担当))</p>	<p>(ア) - b 同様の措置を行った。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度「市道地行鳥飼七隈線(茶山)道路舗装工事」 <p>(契約金額7,228万2,000円)</p> <p>(道路建設課(城南区・早良区・西区担当))</p>	<p>(ア) - b 同様の措置を行った。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度「筥崎土地区画整理事業地内(堅粕箱崎線外1路線)道路舗装工事」 <p>(契約金額1億274万2,500円)</p> <p>(筥崎連続立体開発事務所管理課)</p>	<p>(ア) - b 同様の措置を行った。</p>
<p>c 平成18年度「一般国道385号(塩原)電線共同溝建設工事(その4)」</p> <p>(契約金額1億4,501万250円)</p> <p>本工事で発生した残土の処理において、当初購入砂を一部使用して埋戻しし掘削土量の一部を残土処理とすることとしていたが、埋戻し材料には全て購入砂を使用することに変更したため、掘削土全量が残土処理対象となった。しかし</p>	<p>設計積算業務については、正確を期すよう、従前の係員が行っていた設計・積算用チェックリストに加えて、新たに作成した係長用チェックリストに基づき担当係長が照査を行うよう精査体制の強化を行った。</p> <p>上記に基づき、適正な設計積算を行うよう所属職員に対し文書で周知徹底を図った。</p>

<p>変更の設計積算においては掘削土全量を残土処理として計上していなかった。 今後は、適正な設計積算を図られたい。 (道路建設課(中央区・南区担当))</p>	<p>またこの改善策は、平成 19 年 10 月発注の設計書より実施しており、今後、指摘事項の改善はもとより、起工時の適正な設計・積算を行うこととした。</p>
<p>d 平成 16 年度「一般県道桜井太郎丸線(元岡)道路改良工事(その6)」 (契約金額 1 億 4,827 万 1,550 円) 本工事の現場打杭工等の設計積算において、全体鉄筋数量が 10t 以上であったのに単価に加算率による割り増しをしていた。加算率による割り増しは、土木工事標準積算基準書においては全体鉄筋量が 10t 未満の施工規模の場合に適用するとあるので、割り増しすべきではなかった。 今後は、適正な設計積算を図られたい。 (道路建設課(城南区・早良区・西区担当))</p>	<p>設計積算業務については、正確を期すよう、従前の係員が行っていた設計・積算用チェックリストに加えて、新たに作成した係長用チェックリストに基づき担当係長が照査を行うよう精査体制の強化を行った。 上記に基づき、適正な設計積算を行うよう所属職員に対し文書で周知徹底を図った。 またこの改善策は、平成 19 年 10 月発注の設計書より実施しており、今後、指摘事項の改善はもとより、起工時の適正な設計・積算を行うこととした。</p>
<p>e 平成 16 年度「都市計画道路藤崎四箇線(原団地)舟底橋上部工工事」 (契約金額 9,522 万 5,550 円) (a) 本工事に先行した下部工工事により設置された土留めのための H 鋼杭、切梁等は、先行工事完了後も本工事において継続して使用することが必要となり、それらを設置したままの状態でも本工事が施工された。本工事の設計積算において、先行工事で設置した H 鋼杭、切梁等は本工事で使用するというのでそれらの賃料等が計上されていた。しかし、このような場合は先行工事施工業者と本市とで別途に契約するとされており、賃料等は本工事に計上すべきではなかった。</p>	<p>設計積算業務については、正確を期すよう、従前の係員が行っていた設計・積算用チェックリストに加えて、新たに作成した係長用チェックリストに基づき担当係長が照査を行うよう精査体制の強化を行った。 上記に基づき、適正な設計積算を行うよう所属職員に対し文書で周知徹底を図った。 またこの改善策は、平成 19 年 10 月発注の設計書より実施しており、今後、指摘事項の改善はもとより、起工時の適正な設計・積算を行うこととした。</p>

<p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(b) 本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。</p> <p>また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(道路建設課(城南区・早良区・西区担当))</p>	<p>設計積算業務については、正確を期すよう、従前の係員が行っていた設計・積算用チェックリストに加えて、新たに作成した係長用チェックリストに基づき担当係長が照査を行うよう精査体制の強化を行った。</p> <p>上記に基づき、適正な設計積算を行うよう所属職員に対し文書で周知徹底を図った。</p> <p>またこの改善策は、平成19年10月発注の設計書より実施しており、今後、指摘事項の改善はもとより、起工時の適正な設計・積算を行うこととした。</p>
<p>f 平成17年度「都市計画道路梅林通線外1線道路舗装工事」</p> <p>(契約金額5,738万6,700円)</p> <p>土留擁壁の親杭設置工において、大口径ボーリングマシンによりH形鋼を打設する工法で設計積算されていたが、現場においては大口径ボーリングマシンでは施工が困難であると判断し、アースオーガーにより打設する工法で施工されていた。</p> <p>設計積算時に、現場条件を考慮した適正な工法を採用すべきであったし、ま</p>	<p>設計積算業務については、正確を期すよう、従前の係員が行っていた設計・積算用チェックリストに加えて、新たに作成した係長用チェックリストに基づき担当係長が照査を行うよう精査体制の強化を行った。</p> <p>上記に基づき、適正な設計積算を行うよう所属職員に対し文書で周知徹底を図った。</p> <p>またこの改善策は、平成19年10月発注の設計書より実施しており、今後、指摘事項の改善はもとより、起工時の適正</p>

<p>た 設計と相違する工法で施工する場合は、協議の上その工法を採用した設計に変更すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(道路建設課(城南区・早良区・西区担当))</p>	<p>な設計・積算を行うこととした。</p>
<p>g 平成 18 年度「一般県道桜井太郎丸線(元岡)道路舗装工事(その2)」 (契約金額 7,423 万 8,150 円)</p> <p>本工事において中央分離帯を設置することとなっているが、構造や寸法等を明示した構造図が契約図書に添付されていなかった。</p> <p>また、工事着手後施工内容が変更されているが、増工された暗渠排水工等の内容を示す設計図面が変更契約図書に添付されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化、また、竣工時の検査のためにも設計図書による明示は不可欠であり、契約図書に添付すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(道路建設課(城南区・早良区・西区担当))</p>	<p>設計積算業務については、正確を期すよう、従前の係員が行っていた設計・積算用チェックリストに加えて、新たに作成した係長用チェックリストに基づき担当係長が照査を行うよう精査体制の強化を行った。</p> <p>上記に基づき、適正な設計積算を行うよう所属職員に対し文書で周知徹底を図った。</p> <p>またこの改善策は、平成 19 年 10 月発注の設計書より実施しており、今後、指摘事項の改善はもとより、起工時の適正な設計・積算を行うこととした。</p>
<p>(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>平成 17 年度「筥崎土地区画整理事業将軍地蔵堂外 1ヶ所建築工事」 (契約金額 1,840 万 7,550 円)</p> <p>建設業退職金共済制度は建設労働者に対して退職金を保証する制度であり、工事契約締結後 1 カ月以内に請負者が証紙を購入し、建設労働者に交付しなければならない。しかし、本工</p>	<p>建設業退職金共済制度に基づく証紙購入については、発注者としてその趣旨を踏まえ、履行を確実に確認するとともに、請負者へは制度の適正な運用を指導するよう、所属職員に対し会議等において、周知徹底を図った。</p>

<p>事においては工事期間中には、証紙が購入されておらず、工事完了日を過ぎて証紙が購入され、その掛金収納書が工事書類に添付されていた。</p> <p>このことは、発注者として本制度の趣旨を十分理解し、普及の徹底に努めているとはいえない。</p> <p>本制度の趣旨を十分理解し、確実な制度履行の確認を行うとともに、適正な制度の運用について、請負者への指導を徹底されたい。</p> <p>(笹崎連続立体開発事務所管理課)</p>	
<p>(ウ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>平成 18 年度「都市計画道路鳥飼地行線(鳥飼)道路舗装工事(その7)」 (契約金額 4,278 万 5,400 円)</p> <p>本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において舗装工、区画線工の単価を誤っていたということを経由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して、請負代金額の変更がされていた。</p> <p>請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(道路建設課 (中央区・南区担当))</p>	<p>工事の設計変更において、単価等の修正など、契約書に定めのない部分は変更を行わないよう職場研修において、周知徹底を図った。</p> <p>また、工事の積算に際しては、適正な設計・積算に努めるとともに設計・積算用チェックリストに基づきより一層精査を徹底に行うことに加えて新たに作成した係長用チェックリストに基づき担当係長が照査を行うこととした。</p>

<p>(I) 設計積算及び施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 17 年度「市道勝馬志賀島線道路災害復旧工事（その 2）」 （契約金額 1,977 万 9,900 円）</p> <p>(a) 本工事の設計積算において、コンクリートブロック積工の施工規模を誤って適用したため、その結果として、誤った施工単価を計上していた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p>	<p>設計積算業務については、正確を期すよう、従前の係員が行っていた設計・積算用チェックリストに加えて、新たに作成した係長用チェックリストに基づき担当係長が照査を行うよう精査体制の強化を行った。</p> <p>上記に基づき、適正な設計積算を行うよう所属職員に対し文書で周知徹底を図った。</p> <p>またこの改善策は、平成 19 年 10 月発注の設計書より実施しており、今後、指摘事項の改善はもとより、起工時の適正な設計・積算を行うこととした。</p>
<p>(b) 本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていない。</p> <p>また、請負業者は交通誘導員を配置することにした施工計画書を提出しながら、工事現場には交通誘導員が配置されていない。</p> <p>さらに、設計変更を行った際に、請負業者が現場に交通誘導員を配置していなかったことを理由に交通誘導員の積算を減額変更したが、変更後の契約図書において配置人員等が明示されていない。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、</p>	<p>設計積算業務については、正確を期すよう、従前の係員が行っていた設計・積算用チェックリストに加えて、新たに作成した係長用チェックリストに基づき担当係長が照査を行うよう精査体制の強化を行った。</p> <p>上記に基づき、適正な設計積算を行うよう所属職員に対し文書で周知徹底を図った。</p> <p>またこの改善策は、平成 19 年 10 月発注の設計書より実施しており、今後、指摘事項の改善はもとより、起工時の適正な設計・積算を行うこととした。</p>

契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。また、請負業者への交通誘導員の配置指導を徹底すべきであった。

今後は、適正な設計積算及び施工管理を図られたい。

(道路建設課(東区・博多区担当))